

障がい者就労促進支援事業交通費に関する陳情

(陳情の趣旨及び理由)

障害福祉サービスを利用して就労系の事業所へ通う障がい者は、少ない工賃で生活している人が多いです。その中から事業所へ通う交通費を捻出しています。遠くから通う方に関しては、バス代だけで工賃がなくなるかあるいは工賃以上にバス代がかかることもあります。障害者手帳によってバス代は半額になりますが、それでも半分以上占めてしまいます。現在鳥取県中部の自治体で交通費の助成をされている所は、湯梨浜町・三朝町・琴浦町(条件付き)・北栄町(条件付き)であり、倉吉市には助成がありません。以上の理由により、福祉事業所等へ通所する障がい者への交通費助成を陳情いたします。

(陳情の項目)

1. 福祉事業所等へ通所する障がい者の交通費を助成してほしい